

令和2年7月29日（総20第83号）
在デンパサール日本国総領事館

【バリ州政府による国内観光客の受入れ再開について】

- 28日、バリ州政府は31日から国内観光客に対して観光を再開する旨の発表をしました。
- 国内観光客にはインドネシア在住の外国人も含まれますが、海外からの観光客は含まれません。
- 国内観光客に対する観光は再開されましたが、バリ州政府による健康プロトコールに変更はありません。
- バリ州入域に際する州政府HP (<https://cekdiri.baliprov.go.id/>) での情報登録や必要書類についても変更はありません。
- 状況の推移に伴い、バリ州入域に関する各種規制は変更される可能性がありますので、最新情報の入手に努めてください。

国内観光客がバリ州に入域する際の諸要件に関する通達（骨子）

- 1 認定機関が発行したPCR検査陰性証明書、あるいは迅速抗体検査（Rapid検査）陰性証明書の提示。
- 2 同証明書の有効期限は発行日から14日間。
- 3 有効な同証明書を提示した観光客は症状がない限り同検査の受検が免除される。
- 4 同証明書を提示できない観光客はPCR検査、あるいは迅速抗体検査を受検しなければならない。
- 5 迅速抗体検査結果の陽性者は続いてPCR検査を受検しなければならない。同検査結果が出るまでの間バリ州政府が指定する機関で隔離される。
- 6 PCR検査結果の陽性者はバリ州に所在する医療機関に入院し看護を受ける。
- 7 検査費用及び入院等のかかる費用は観光客が負担する。
- 8 すべての観光客はバリ州に入域する前に LOVEBALI (<https://lovebali.baliprov.go.id>) にアクセスして同アプリをインストールしておかなければならない。

9 観光客はバリ州に滞在する期間、以下の新時代における生活秩序のプロトコールを実践しなければならない。

- a マスクの着用
- b 手洗い等の励行
- c 他者と1m以上間隔を開ける
- d 清潔かつ健やかな生活を営む
- e くしゃみや咳をする時にハンカチ等で鼻・口をふさぐ
- f 目・鼻・口など顔の表面を直接に手で触らない
- g 体温計の携行
- h 携帯電話等身の回り品を清潔に保つ
- i 新型コロナウイルス感染防止に協力する
- j 他者との身体接触を避ける

10 観光客はバリ州に滞在する間、安全確保のためスマートフォンのGPS機能をオンにすること。

11 観光客はバリ州に滞在する間、LOVEBALI アプリを通じて体調不良や問題を通報することができる。

12 観光客は本通達の諸要件に従わなければならない。これに違反した場合は法により処罰される。

2020年7月28日

バリ州知事

(署名)

ワヤン・コスター